

第六次地域管理経営計画書

(最上村山森林計画区)

(第四次変更計画)

計画期間 (自 令和2年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

(第一次変更	令和3年3月)
(第二次変更	令和4年3月)
(第三次変更	令和5年3月)
(第四次変更	令和6年3月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項の規定に基づき変更するものである。

- 1 国有林野の管理経営に関する基本計画（令和 5 年 12 月 22 日策定）を踏まえ、特に効率的な施業を推進する森林について記述する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- (3) 森林・林業施策全体の推進への貢献…………… 1

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献

国有林野の管理経営に当たっては、県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養^{かん}タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

具体的には、以下に掲げる事項に重点的に取り組む。

(①～④ 略)